

# まんすりー 全旅連情報

全国旅館生活衛生同業組合連合会  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5全国旅館会館4階

2008.8 Vol.162

発行日・平成20年8月1日(毎月1回発行)定価150円(税込み)/発行人・島村博幸  
☎03(3263)4428(☎)03(3263)9789・宿ネット http://www.yadonet.ne.jp/

Sスター部会総代会…1 金融委員会…4 ノーショー問題…5 最低賃金法…6 「わくら湯ばんど」…7 硫化水素事故/国民公庫…8 中小企業施策…9 固定資産評価…10 人に優しい…11 商工会…12 協定商社…13

## 今月の主な内容

### 地区委員の結束強めた研修会

Sスター部会が10周年迎え実施…1



### 観光圏整備法が成立

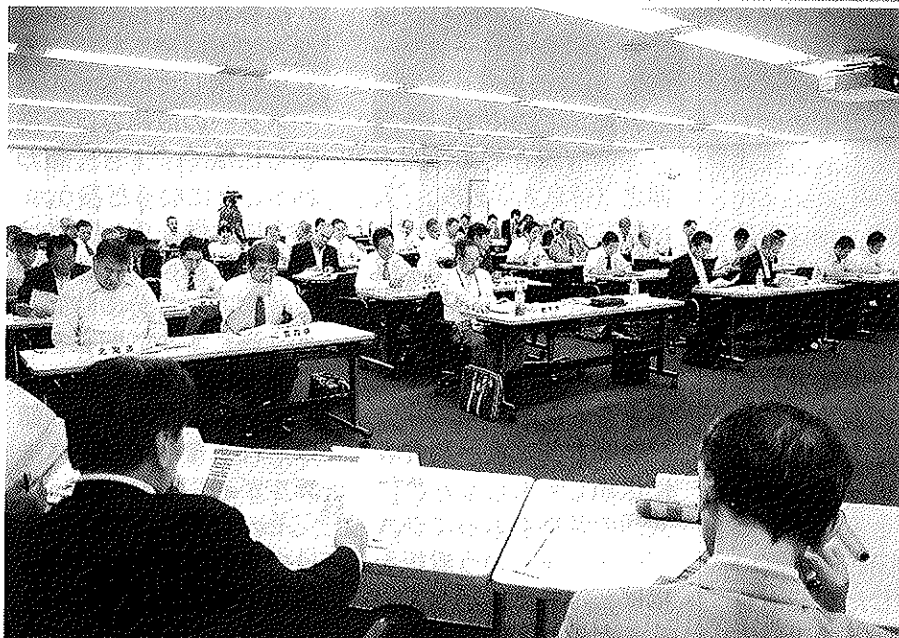
「地域振興に活用を」と金融特別委…4



### 全旅連との団体契約は可能

ギャランティー・リザーベーション制度を検討…5

## 部会創設10周年迎え 未来シナリオづくりを 「もっと広く人に優しい宿を」が課題に



野澤部会長は「部会創立10周年を迎え、研修会を実施することになったが、『自分を知る、仲間を知る、そしてシルバースターを語る』という特別プログラムを実施したい」と述べ、制度そのものが再点検する機会にきていることを訴え、協力を求めた。

### シルバースター部会平成20年度総代会

## 平成20年度の事業計画等を承認

特典事業などさらに充実を図る

## 登録拡大目標は1128軒

全旅連シルバースター部会(野澤幸司部会長)は7月8日、東京・新宿区の新宿NSビル・16階「ミサワホーム大会議室」で平成20年度総代会と部会創立10周年を記念して、次の10年に向けた未来シナリオを作るための研修を実施した。

野澤部会長は「10周年という節目を迎えたが、制度、また、私たち自体

も前例を踏襲するという一定のやり方で流されるのが一番怖いことであり、次の10年をしっかりと考えて行きたい」と語った。また、佐藤会長は「今では車イスの人が旅行するのは当たり前前の時代だが、これは当時では考えられないほど啓蒙が進んでいるということだ」と述べ、シル

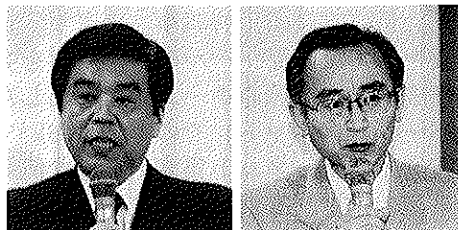


写真  
田生上  
保生  
佐藤  
長課  
と下  
島村  
専務  
理事  
佐藤  
長と  
副補  
久

バースター制度の推進における業績を高く評価した。また、「これからは様々な形の施設を発信し、高齢者に本当に喜んでもらえるようしっかり舵取りをしてほしい。そうした高齢者に特化した旅館をビジネスモデルとして

全国に発信し業界の活性化につなげていきたい」と今後の活動に期待した。

来賓の久保田豊・厚生労働省健康局生活衛生課長補佐は「今後もシルバースター制度の運用ではバックアップを進めていきたい」と述べ、今後の活動に対しては、ハードはもちろんのことソフト面にも力を入れていくことに理解を示しながら、シルバースター登録施設の認知度向上に向け、さらに努力するよう求めた。

部会ではシルバースターの登録拡大にも努めてきたが、総代会では新たに一律3軒の登録拡大を設定した。また、平成19年度の拡大目標を達成した栃木県、新潟県を表彰した。

シルバースターの登録軒数は7月7日現在で972軒となっているが、20年度の拡大目標は19年度目標(1128軒)を据え置くことに決めた。

20年度の事業計画は、部会員(事業所)特典事業として①販促ツールの作成配布②全旅連ホームページ「宿ネット」でのPR③インターネット集客事業の推進④有益情報の発信(共同購入の研究等)——などに取組む。また、募集事業として①シルバースターの登録拡大②「人に優しい地域の宿づくり賞」のエントリー推進③宿泊施設総合品質管理の普及推進(浴場管理、衛生管理、危機管理の整理)。そして、集客事業として①シルバースターキャンペーンの実施②関係団体との勉強会開催、事業展開③各種委員会との事業展開④各ブロック、都道府県による事業展開の積極的展開⑤介護サー

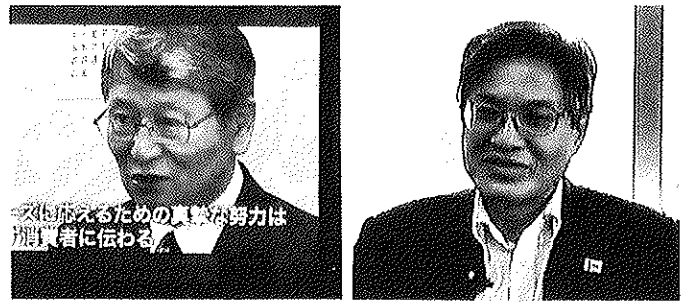
ビス等への取り組み⑥消費者に対する適切な情報発信——などに取組む。

#### 議論を徹底させた6時間の研修

総代会終了後の研修会は、「各地域の代表が集まり、宿泊業界の未来シナリオを自ら描くことで、リーダーとし、また経営者としての覚悟、実行への決意を固める。また、一緒に変革を実行していく仲間との絆を強くする」ことをメインテーマに行われた。研修を企画運営したのはリクルート社でじゃらん事業部長等を歴任し、過去のシルバースター部会の事業にも関わったこともある株式会社オブリージュ(代表:村橋克則)。地区委員を一堂に会しての6時間にわたるハードなプログラムであったが、個々の委員が最後まで集中力をもって真剣に議論を戦わせ、最終的にグループ単位で未来シナリオを発表し合った。全員の投票により、最も関心度の高い内容を発表したチームを選出したが、どのチームにおいても目指すべき大きな流れに共通点が多いことが確認できたことは大きな収穫となった。

3年後の登録軒数に関しては、おおむね現状維持の声が多かったが、高齢者だけでなく、もっと広く人に優しい宿を目指した登録基準の見直しやシルバースター全体でのPR戦略の強化など今後の部会運営に役立つ意見も多数出た。最後に野澤部会長からの「地区委員の熱い思いと新しい10年を切り開く勇気を与えてくれる素晴らしい発表であった」との総括で会を終了した。

## 10周年に寄せて2氏がメッセージを



▲メッセージを寄せる岡本、清水の両氏

「その本質は自然との共生である」と岡本伸之氏  
「全ての人のシルバースター制度に」と清水慎一氏

部会創立10周年を記念して、総代会の前に映像による「シルバースター部会10年の歩み」が紹介された。この中で、業界関連の有識者である岡本伸之(帝京大学教授、「人に優しい地域の宿づくり賞」選考委員長)、清水慎一(株式会社ジェイティービー常務取締役)の両氏が次のようなメッセージを寄せた。

◇岡本伸之氏＝消費者に信頼してもらうために、共通の基準をもってシルバースターという看板を掲げ、消費者に示していくことは非常に意義深いことであり、これからのシルバースター制度にも心から期待し、発展と充実を願っている。

日本の伝統宿泊施設である旅館は世界に冠たる最も洗練された宿泊施設であるが、その本質は自然との共生であると言える。旅館を利用する人が自然のふところに抱かれて癒されるということを大事にしてほしい。これからの旅館に望むことは、消費者にもっともっと選択の余地を与えてほしいということ。自然との共生という本質は失われないう形で今後の旅館の様々

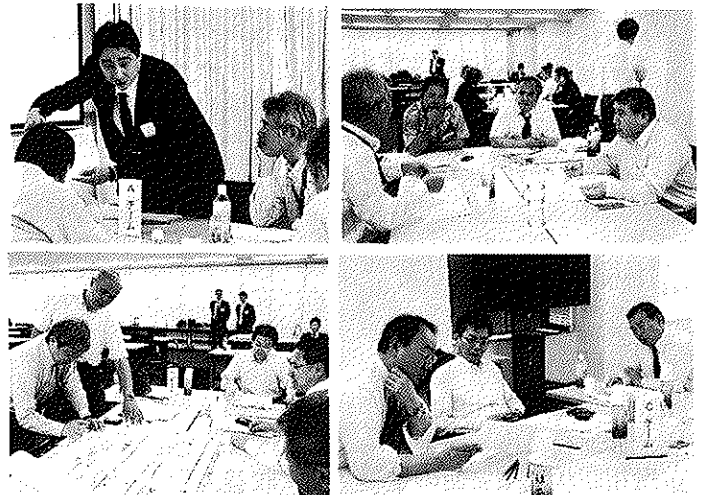
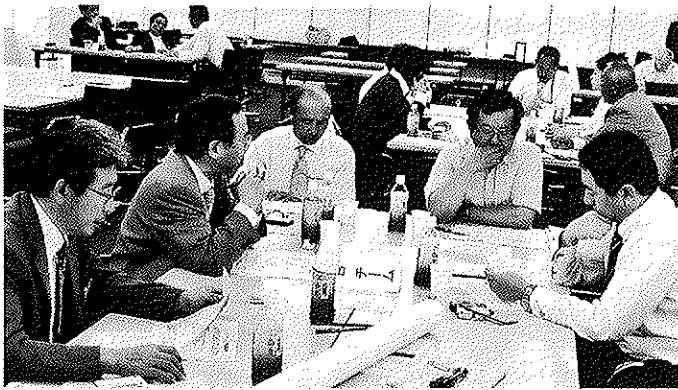
な在り方を考えてほしい。消費者に対して真剣になって人に優しい宿づくりを目指しているシルバースターの取組みは今後、さらに広く、大きく報われることになるだろう。

◇清水慎一氏＝観光はいま丁度転換点にきている。お客が自分の時間をどう過ごすかに関心を持つようになり、お客の趣向が変わったため、旅館はこれまでのビジネスモデルが通用しなくなった。

そのため、地域ならではの自然、歴史、文化を通して観光のまちづくりに取り組んでいくことになるが、そうした様々な取組みの中では、お年寄りに優しいまちづくりを目指しているところは観光振興の目的を果たしていると言っていい。それは見知らぬ土地を歩き回る観光客にも優しいということになる。つまりあらゆる人にとって満足できるという結果が出てくる。

その意味でもシルバースターの取組みはますます重要になってくるが、今後は常にお年寄りだけではなく、まんべんなく観光客にとっては関心のあるシルバースター制度であってほしい。

◇平成 20 年度シルバースター部会総代会



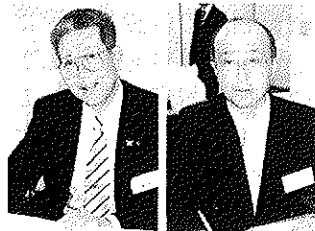
相互理解深めて「未来」を探る

地区委員の結束強めた  
制度再点検への取組み  
グループごとにお題内容を発表

研修は、部会設立 10 周年の節目を迎えている中、お客様や社会環境も変化してきているところから、制度そのものを再点検するタイミングに来ているという執行部の強い危機感から実施された。

具体的な内容は、第一部「旅館経営者としての自分を知る・仲間を知る」、第二部「シルバースター未来シナリオ」という二部構成。

第一部では、各地区委員が自分の経営者としての歴史を振り返るといふ「自分史曲線」を描き、最高・最悪の経験を振り返るとともに、現在の自分の経営観を表すキーワードを選び出した上で表現した。これは、愛、可能性、貢献、個性、信頼、



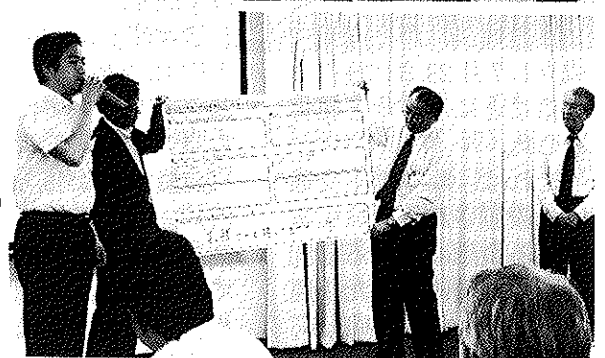
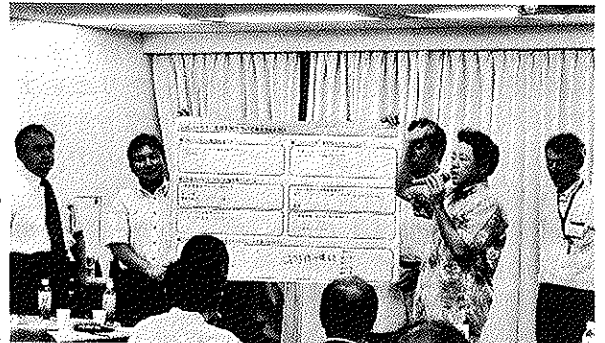
▲「グループ内での相互紹介によってうちとけたメンバーが一つのテーマに力を合わせて取り組むことができた」と語る宮城県の四竈氏（写真左）と「制度の見直しを含め、今後の方針を真剣に考えることができた」と語る鹿児島県の茂原氏。

誇り、理念など 100 のキーワード集から経営者として大事にしている価値観ワードを五つほど選んで文章にするもの。

この二つの素材を使ってグループ内での相互紹介が行われた。これまで知らなかったお互いの価値観や経験知を短時間で共有することで相互理解が深まるとともに、悩みの相談や解決策へのアドバイスなども行われ、地区委員としての結束が深まった。

第二部では、一部のプログラムでうちとけたメンバーが協力し合って一つのテーマに取り組むチームワークの実践が行われた。テーマは「3年後の宿の日（8月10日）に部会として、全国紙朝刊に全面広告を載せることになりました。シルバースター部会が世の中に送る

度⑤録▲のキ軒▶のハ数②研の高ヤ③修のッ④研のチ⑤修内⑥修容⑦修と⑧修して⑨修全⑩修員⑪修の⑫修投⑬修票⑭修に⑮修よ⑯修り⑰修選⑱修ば⑲修れ⑳修た㉑修た㉒修と㉓修と㉔修と㉕修と㉖修と㉗修と㉘修と㉙修と㉚修と㉛修と㉜修と㉝修と㉞修と㉟修と㊱修と㊲修と㊳修と㊴修と㊵修と㊶修と㊷修と㊸修と㊹修と㊺修と



▲特別プログラムを進める右から村橋氏、多田副部長、市川事業部長

メッセージとしてふさわしいキャッチフレーズを考えて下さい」というもの。個々の宿がお客様に約束していること、大事にしていることをシルバースターに置き換えて主体的にシルバースター制度の振り返り（制度の良いところ、足りないところ）を行い、これを踏まえて未来のシルバースターとして、①3年後の登録軒数②基準の見直し案③お客様ターゲット④新しい名称⑤キャッチフレーズ（3年後の新聞広告に掲載と想定）をまとめ、グループごとに発表しあうというもの。

# 観光圏整備法で地域の活性化を

## 大木氏が自らの「事業再建」で講演

### 金融相談と旅館の金融状況

金融特別委員会（岩井美晴委員長）は7月4日、平成20年度の第1回会議を全旅連役員室で開き、金融相談状況や旅館の金融状況等を確認したほか、事例研究として大木正治副会長が自らの旅館の再建をいかに果たしたかについて発表した＝写真。

冒頭、岩井委員長は、「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律案」（略称：観光圏法あるいは観光圏整備法）が今国会で成立し7月28日に施行されることになったと報告をした。

これは、昨年国土交通省に設置された「旅館業に係る金融に関する研究会」で委員になった小原健史、岩井美晴の両氏が、旅館業が設備投資への資金調達が困難な状況下にあるところから、政策的支援として旅館の事業特性を踏まえた政府系金融機関による貸付制度の設置を強く求めていたが、これに対し、国交省が日本の伝統と文化を担う旅館業の経営基盤の確立は観光立国の重要課題と位置づけ、これを受け入れたもの。企業活力強化貸付として長期（貸付期20年以内）、低利（特別利率③）の貸付制度が実現した。岩井委員長は「観光圏整備法は、複数の市町村や県が連携して誘客や滞在促進に取り組む地域を観光圏と呼び、申請に応じて国が整備計画を認定

し、補助事業などで総合的に支援しようというものである。地域の活性化、雇用の活性化につながるものであるが、旅館業にあっては、旅館業の生産性・収益力向上のためのイノベーション促進施策の充実や旅行者ニーズに対応したリニューアル投資の促進等で支援していくというもので、ぜひ活用してほしい」と述べた。

◇金融情勢（帝国データバンクによる倒産状況）＝ホテル旅館の倒産は平成19年には108件、負債総額1,638億円（1件平均15.2億円）で、平成20年度については1月から4月まで35件の倒産（負債総額は45,496百万円）となっている。旅館業界もまだまだ依然として厳しい状況が続いており、予断を許されないとところとなっている。

◇金融相談状況と旅館の金融状況＝渡辺委員が「全旅連事務局を通じた相談の申し出は少ないが、人の紹介によるものが多い。景気不況の中、金融機関も不良債権処理には積極的な対応を示していないが、だからといって気を緩めてはいけない。こういう時こそ建て直しに進んで着手すべきであり、こちらから仕掛けるチャンスでもある」と述べた。

岩井委員長は、「全旅連からの『平成21年度政策金融貸付制度要望を含め国民生活金融公庫への要望等』では、『旅館再生支援制度の拡充』『無担保か



つ低利融資制度の拡充』『耐震構造への建物改善融資制度の創設』などについて要望書を提出している」と報告。また、このほど中小企業支援のために創設された新融資制度の「挑戦支援資本強化特例制度」（新事業や企業再建等に取り組む中小企業者に対して財務体質の強化を図るため資本金を供給する制度）について触れ、「無担保・無保証・15年期限一括措置」という画期的な貸付制度であるが、金利水準が、減価償却前経常利益率が5割に達した年から9.95割とあまりにも高すぎ、利益率の低い旅館業界ではとても利用できる状況下にはない」とし、今後、旅館業にとっても利用可能な貸付制度への改善を要望していく考えを示した。

### 「事例研究」は「事業の再建」 大木氏が自らの取組み語る

議事として挙げた「事例研究」では大木副会長が自館の事業再建について語った。債務の増大、銀行の倒産による融資の停止、RCC（整理回収機構）や再生支援協議会等との折衝、経営コンサルタントの受け入れによる再建計画の推進など様々な事態への取組みについて触れながら、いかにして再

建を実現させたかについて詳細に語った。

この中で大木氏は「どんなことがあってもあきらめてはいけない。必ずや再建の道はあると信じて精根を込めた。いずれにしても関係者の協力なくしては再建はできなかった」と述べた。また、体験談として「再建では、経営者を残しながら、有力なリーダーによる経営の建て直しに対する思い切った英断と実行力によるところが大きい」と述べた。

再建に当たっては、「再建計画策定の背景、再建計画の骨子、自助努力等（事業の再編等、経費の削減、資産売却、経営責任、株主責任）、会社の現状（事業、財務、借入金等）、取引金融機関への支援依頼の内容（主債務及び保証債務の金融支援、金融支援後の借入金の弁済方法及び金利各条件）、再建計画の進捗管理等、経済合理性の検討、営業権の算定——などの項目や手順によって進めた」と述べ、体系だった取組みの重要性について触れた。

なお、大木氏の再建事例については、中小企業基盤整備機構等の「旅館の再生モデル」として取り扱われるよう検討してもらっている。

# 全旅連組織との団体契約は可能

## 個々では加盟店契約や一定の条件のクリアが必要

リスク回避を含め今後は導入に向けた具体的なスキームについて検討

全旅連ギャランティー・リザーベーション検討委員会(潘桂華委員長)は7月16日、全旅連役員室で第2回目の会議を開き、カード会社の出席を得て、ノーショー・チャージの現状について質疑応答の形で意見交換を行った。その結果、ギャランティー・リザーベーション制度は、世界では常識とされるものの、旅館ホテルが単独で制度の利用を申込んで認められないケースが多いとされ、日本では大手ホテルなど一部を除いて普及していない現状であるが、「組織」が窓口となった場合、その取扱いの可能性があるとされ、委員会では、ギャランティー・リザーベーション制度導入に向けての次の段階に進むことになった。

カード会社が語る「ノーショー」の現状

会議には三井住友カード株式会社の東京加盟店



▲「ギャランティー・リザーベーションについては、はじめは海外からの個人客を対象としたものに絞っている」と語る潘委員長

営業部から担当者が出席し、ギャランティー・リザーベーション制度の現状について次のように語った。

◇国観連はビザジャパングループとの間で、平成17年5月に海外で発行されたVISAカードおよびマスターカードが提供する「宿泊予約保証サービス(ギャランティー・リザーベーションサービス)」を国観連会員旅館に限定して契約できるようにした。現在70~80軒が契約しているが、ギャランティー・リザーベーション制度はあまり活用されていない。この制度は、もともと旅行会社を通さず、宿に直接予約する個人旅



▲カード会社からの担当者や質疑応答の形で意見交換を行う委員会の現状などが説明された



行者の予約の際に必要とされるものであるため、旅行会社からの送客の際には活用されることがない。国観連の契約会員の場合、直接予約の外国人客がまだ少ないため活用されないのではないかと思われる。

◇同制度におけるノーショーの取扱いはトラブルが多いため、カード会社としてはその取扱いに苦勞しているのが現状だ。カードでの売上操作は簡単であるが、ノーショーの請求は手書きになるため、カード会社としてそれだけ事務の部門が必要となる。また、トラブルが起こると扱いが煩雑になる。

◇全旅連の会員が同制度を契約したい場合は、加盟店契約の他に宿泊予約保証サービス(ギャランティー・リザーベーションサービス)の契約が必要となる。また、三井住友

の端末を使用してもらい、年間の売上が500万円程度の宿と契約したい。

◇全旅連との団体契約は可能だ。三井住友カードと全旅連が団体契約して、ノーショーの請求は一括して全旅連から三井住友カードにする。また、カード会員より支払い拒否が発生した場合は、全旅連が責任をもって、それを返金する契約を締結してくれれば、個人会員との契約なしで、ギャランティー・リザーベーション制度の活用は可能となる。

カード会社の提案受止め体系だった枠組み検討へ

会議では、全旅連としてこのカード会社の提案を受け止め、今後はどのようなスキームを取るかは、重要な課題となってくる「相互のリスク回避」も含め、十分に検討していくことになった。



▲会議にはカード会社から担当者(左2人)が出席、制度の現状について説明した

# 大きく変わった最低賃金法

決定基準・罰則・派遣労働者等に関する面で改正

施行は今年の7月1日から 罰金額の上限を50万円に引上げ

## 最低賃金額は時間額のみに表示に

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われた「最低賃金法の一部を改正する法律」は平成19年12月5日に公布され、本年7月1日から施行された。

約40年ぶりとなる今般の改正においては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にし、最低賃金を順守しない事業主への罰金額の上限を50万円と大幅に引き上げ、派遣労働者の適用最低賃金が派遣先のものとなることなどが盛り込まれている。その概要は次のとおり。

◇地域別最低賃金はこうなる＝①地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む事ができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなる。具体的な金額は、都道府県ごとに決定される②地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万から50万円に引き上げられた。

◇産業別最低賃金はこうなる＝産業別最低賃金を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されな

くなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則（労働基準法第120条。罰金の上限額30万円）が適用される。ただし、産業別最低賃金法が適用される労働者に地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反（罰金の上限50万円）となる。

◇適用除外規定が見直された＝全ての労働者に最低賃金を適用するため①障害により著しく労働能力の低い者②試の使用期間中の者③認定職業訓練を受けている者④軽易な業務に従事する者⑤断続的労働に従事する者などに関する適用除外許可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設された。

現在、最低賃金の適用除外許可を受けた人を雇っている場合は、既に都道府県労働局長の許可を

受けて最低賃金法が適用除外となっている労働者については、7月1日から1年の間に、新たに最低賃金の減額の特例の許可を受ける必要がある。

◇派遣労働者の適用最低賃金が変わった＝派遣労働者については、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されることになった。

◇最低賃金額の表示が時間額のみになった＝時間額、日額、週額または月額で定めることとされていた最低賃金の表示単位が、時間額のみとなった。

支払われる賃金が日給である場合に、その支払額が最低賃金以上かどうかを調べるには、賃金額を1時間あたりの金額に換算して比較することになる。例えば、東京都の会社にパートとして勤めるAさんは、1日の所定労働時間7時間30分、日給5,500円で働いているとした場合、 $5500 \text{円} \div 7.5 \text{時間} = 733 \text{円} 33 \text{銭}$ となり、東京都の最低賃金額739円（別表参照）を下回ることになる。

なお、地域別最低賃金については毎年10月頃、産業別最低賃金については毎年10～2月の間に改定される（厚生労働省HPで確認を）。

◇監督機関に対する申告規定が設けられた＝労働者は、事業場に最低賃金法令に違反する事実があるときは、その事業を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるよう求めることができるようになった。さらに使用者は、申告したことを理由として、申告した労働者に対し、解雇などの不利益な取扱いをしてはならない規定も設けられた。

ホテル旅館業における最低賃金はこうなる

### ホテル旅館業における最低賃金はこうなる

ホテル旅館は、フロントや厨房など様々な仕事場に分かれているが、大枠で産業は何かで分けられているので、最低賃金は「地域別最低賃金」の対象となっている。

なお、最低賃金の適用除外許可（文中参照）を

受けた人を雇っている場合は気をつけたい。

今回の改正では「時間額」のみとなったが、これは例えば東京の場合の739円は、1日8時間労働による月給を12万数千円と想定して割り出したもの。

地域別最低賃金については毎年10月頃、産業別最低賃金については毎年10月～2月の間に改定されていますので、厚生労働省HPなどでご確認下さい。なお、現在決定されている地域別最低賃金額は以下のとおりとなっています。

【地域別最低賃金額】 数字は時間額（円）	北海道	654	青森	619	岩手	619	宮城	639
	秋田	618	山形	620	福島	629	茨城	665
	栃木	671	群馬	664	埼玉	702	千葉	706
	東京	739	神奈川	736	新潟	657	富山	666
	石川	662	福井	659	山梨	665	長野	669
	岐阜	685	静岡	697	愛知	714	三重	689
	滋賀	677	京都	700	大阪	731	兵庫	697
	奈良	667	和歌山	662	鳥取	621	島根	621
	岡山	658	広島	669	山口	657	徳島	625
	香川	640	愛媛	623	高知	622	福岡	663
	佐賀	619	長崎	619	熊本	620	大分	620
	宮崎	619	鹿児島	619	沖縄	618		

# 「わくら湯ぱんと」は和倉温泉版コンシェルジュ

## 旅館協組が養成事業に取り組む

多分野の専門知識や地域の歴史・文化を学ぶ  
市の雇用創出協議会等と連携

温泉入浴指導員資格取得講座など実施

和倉温泉旅館協同組合（大井徳秀理事長）は現在、和倉温泉を案内する「わくら湯ぱんと」の養成事業に取り組んでいる。

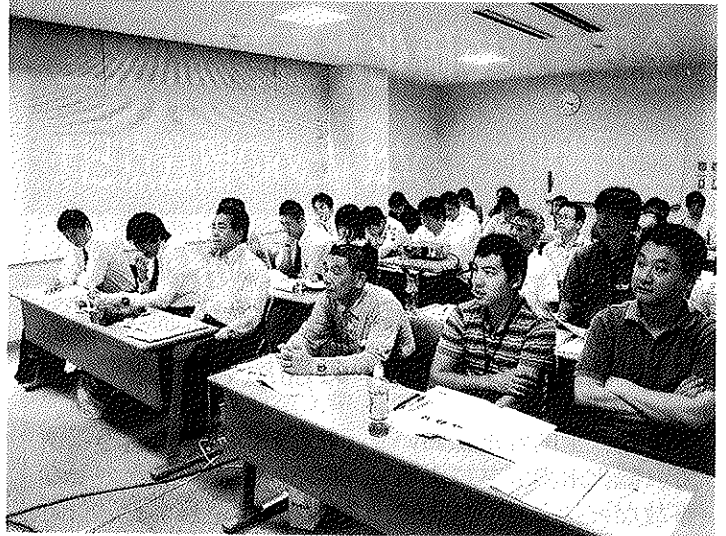
「わくら湯ぱんと」とは、和倉温泉の旅館従業員をはじめ観光産業に関わる人が中心となって、温泉利用に関する多分野の専門的知識と、地域の歴史・文化を学び、観光客への案内を行う和倉版コンシェルジュである。

組合では JTB 協定旅館ホテル連盟および七尾市地域雇用創出協議会と連携して同事業を進めているが、同協議会が行っている「わくら湯ぱんと」のベースとなる温泉入浴指導員資格取得講座をはじめ、様々なスキルアップ講座を行い、「わくら湯ぱんと」を育成させている。

スキルアップとして第1回医学講座が昨年の12

月3日、和倉温泉観光会館で行われた。講座内容は健康全般、生活習慣病予防、メタボリックシンドローム（内臓脂肪、高血圧、糖尿病、高脂血症）の基礎知識。慶應義塾大学講師の戸田晴実氏が講師を務めた。このあと12月6日までの間に第6回にわたる講座が実施された。

それぞれの講座では、運動が身体に与える影響について学び、健康運動プログラム作成の基本知識を得る運動生理学、地域の特産物を題材とし、年齢、性別、体重に応じたエネルギー量、栄養素など健康食の献立作成の基礎知識を得る栄養学、温泉が身体に与える影響を学び、和倉温泉の適切な入浴法についての基礎知識を得る温泉学、コミュニケーション能力、睡眠が身体に与える影響に



▲和倉温泉旅館協同組合の「わくら湯ぱんと」養成講座。大井理事長（左）が講話し、多田副理事長（右）が実習指導している。写真：和倉温泉旅館協同組合



ついての基礎知識を得る心理学・睡眠科学、そして、和倉温泉の地理、歴史、文化、政治、経済を学び幅広く助言できる能力を身につける社会学を学んだ。

そして、7月2、3の両日、「わくら湯ぱんと」のベースとなる温泉入浴指導員養成講座を行った。ここで、温泉の利用について安全かつ適切に指導することができ、身体測定、生活指導及び応急手当ができることと判断された者が認定を受けることになる。

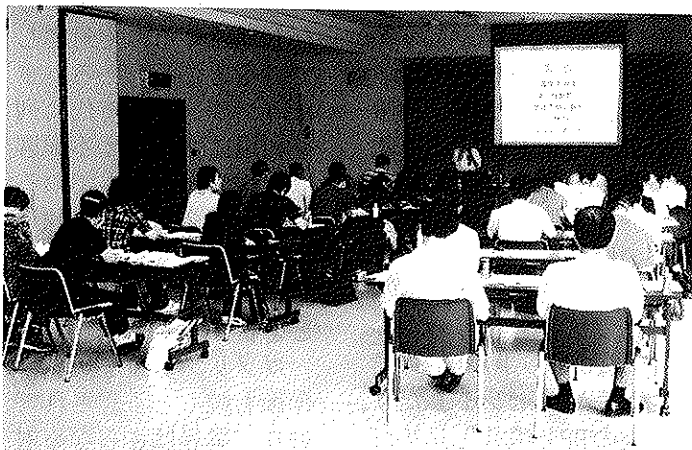
はじめに座学。富山大学和漢総合医薬学総合研究所の上馬場和夫教授による温泉医学総論、そのあと救命講座で心肺蘇生法の実習。実習には大井理事長、多田副理事長も真剣に取り組んだ。2日目は

プールでの実技実習。日本健康開発財団の後藤氏による健康学また水中運動プログラムの実習のあと最終試験が実施された。

この試験で新たな「温泉入浴指導員」が28人誕生。既に取得している温泉入浴指導員と合わせ70人となった。

このあとも、更なるスキルアップのため7月7、8の2日間にわたり「わくら湯ぱんと講座」を実施している。前回受講した温泉入浴指導員の知識を基に和倉温泉の歴史などを講座内容とした。

組合では「ここ近年、温泉地で楽しみながら健康になりたいという宿泊ニーズが高まっている。『わくら湯ぱんと』が地域のコンシェルジュとなってそのニーズを叶えていきたい」と語っている。



▲組合では7月2、3の両日、「わくら湯ぱんと」のベースとなる温泉入浴指導員養成講座を実施した。

## 全国各地で硫化水素事故が発生

二次被害に遭わないための留意点とは

### 付近に声を掛け合い一緒に避難 腐った卵の臭いのする部屋等の扉は絶対に開けない 事故現場の階下の部屋も危険!

最近、全国各地において、硫化水素ガスによる事故などにより、付近の住民が巻き添えになっている事案が多く発生している。これは硫化水素ガスを発生させて自殺を図るというもので、ホテルでの事例も数多く報道されているが、硫化水素自殺は本人だけでなく、周囲の人を二次被害に巻き込む危険性が高いだけに深刻な問題となっている。

ホテルでの発生では、利用客や従業員のほか、周辺の住民にも避難を呼びかけるなどの対応がみられるが、異臭に気が付いたら、決して近づかず、消防や警察に通報するよう求められている。

硫化水素 (H<sub>2</sub>S) とは、硫黄と水素からなる無機化合物で、次の特徴がある。①無色の気体②空気より重い③腐った卵に似た刺激臭がある④硫化水素には独特の臭気があるが、嗅覚を麻痺させる作用があるため、硫化水素の濃度が高くなっているにも関わらず、逆に臭いを感じできなくなることがある⑤硫化水素を吸い込むと、気管支炎、呼吸困難、肺水腫を引き起こすことがあり、高濃度の場合、数呼吸で昏倒し死亡する。

二次被害に遭わないためには①臭いのする車両や部屋等の扉を絶対に開

けない②異臭のする場所から、風上の異臭のしない場所に避難する③付近に声を掛け合い、一緒に避難する④発生部所では、火気を使わない(硫化水素ガスは可燃性なので、引火爆発する可能性がある)⑤警察・消防が出動している場合には、立ち入り禁止区域に入らないなど、指示に従う——などに注意する。なお、硫化水素は空気より重いため、部屋の床に近いほうに留まったり、階下に漏洩したりする場合がありますので気をつけたい。

硫化水素を吸ってしまった場合は①速やかに新鮮な空気が吸える場所に移動する②衣服を脱ぎ、うがい、洗顔、可能であればシャワーを浴びるなどする③不具合があれば、医者(総合病院の診断を受ける)——などに注意する。

警察庁はネット上の有害情報の削除を都道府県警察に通知

警察庁は現在、硫化水素ガスを用いた自殺が多発していることを受け、硫化水素ガスの製造を誘引するインターネット上の書き込みを有害情報として取り扱い、書き込みを認知した際には ISP や掲示板の管理者に削除などの措置を依頼するよう、各都道府県警察に通達を出している。

## 国民公庫の「原油等価格高騰対策」

生活衛生セーフティネット貸付の拡充を

国民生活金融公庫は、政府の「原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議」において取りまとめられた「原油等価格高騰対策」に基づき、7月7日から、セーフティネット貸付および生活衛生セーフティネット貸付の拡充を行った。

同公庫は、現在、「原油・原材価格上昇に関する特別相談窓口」(平成17年9月設置)を設置し、原油等価格の高騰により一時的に業況の悪化を来している事業者からの融資や返済条件の緩和などの相談に、迅速かつきめ細かく対応するとともに、「セーフティネット貸付(経営環境変化資金)」

などの融資を通じて経営基盤の強化を支援している。生活衛生営業関係の融資制度の拡充内容は次のとおり。

◇生活衛生セーフティネット貸付(経営環境変化資金)＝融資限度は現行の「振興運転資金貸付と合わせて5700万円」が、「振興運転資金貸付とは別に5700万円」に改正された。据置期間は現行の「1年以内(特に必要な場合2年以内)」から「1年以内(特に必要な場合3年以内)」となった。返済期間は5年以内(特に必要な場合7年以内)。拡充内容の取扱期間は平成21年3月31日までとなっている。

### ガソリン高騰!旅行需要喚起に緊急対策

ガソリン高騰の影響によるマイカー客の減少で宿泊客が大幅に落ち込んでいるところも少なくない。こうした状況下、今、宿泊客にガソリンの給油券をサービスしたりガソリン代還元プランを行っているホテル・旅館が相次いでいる。

佐賀県嬉野温泉の和多屋別荘は「ガソリン代値上がり分返還」を掲げたキャッシュバックキャンペーンを展開している。このほかの「ガソリン特典」もいろいろだ。宿泊券にガソリン10リットル(5~20リットル)分の給油券をプレゼントしたり、自館のHPから申し込めばガソリン10リットル券を

贈るなどのほか、1室3人以上で宿泊するグループには3000円分のガソリンプリペイドカードをプレゼントするところなどその対策プランも様々だ。

組合が宿泊客にガソリン割引券を提供するサービスをすることを決めるなど地域ぐるみで対応しているところもある。またガソリン高騰時代に列車利用に切り変える顧客に情報告知を行っているところもある。列車利用のお客が増大するのを予想して列車の割引商品などを告知するというもの。

ガソリンの値上がりは今後も続く予想されており、業界はさらなる対応を迫られそうだ。



# 活用できる!“中小企業施策”

## 国や地方自治体の中小企業支援策を紹介

### 旅館・ホテル業が活用できるものを順次紹介

「日本の中小企業施策は世界に類を見ないほど充実している」と言われている。しかし、実際に施策を使いこなしている全旅連の会員・組合員の方がどれほどいるだろうか？ 組合員の方から「国レベルで実施されている助成制度を紹介して欲しい。地方で活用する場合のポイントや実例も併せて紹介して欲しい。」との要望があり、今まで、『まんすりー』誌上においても度々中小企業施策を掲載してきたが、今月号から旅館・ホテル業が活用できるものを、できるだけわかり易く、かつ、タイムリーなものを順次紹介していくこととする。

### 第1回「経営自己診断システム」

旅館・ホテルを経営していると周囲が見えなくなることが無いだろうか？ そんな社長さんのためのオンラインによる「経営自己診断システム」を紹介する。

#### 経営自己診断システムとは

自社の財務データを入力し、簡単な操作をするだけで、財務状況を同業他社の大量のデータと瞬時に比較できることがこの経営自己診断システムの特徴である。

本診断システムは、中小企業庁のリーダーシップにより、中小企業金融の円滑な融資を行うため

に開発されたもので、運用は(独)中小企業基盤整備機構が担当している。

比較対照となる同業他社のデータは「中小企業信用リスク情報データベース」(有限責任中間法人CRD協会)に蓄積されている中小企業130万社以上、デフォルト(倒産)企業13万社以上のもの。うち旅館・ホテル業は11,091社の診断に係るデータと2,548社のデフォルトに係るデータで構築されている。

自社の決算情報と、CRDに蓄積された業種ごとのデータとを比べて財務指標の優劣を見ることができ、収益性、効率性、生産性、安全性、成長性の5項目にわたる指標が示され、経営状態を簡単に把握できる。

特に企業倒産に関する数値など、旅館の経営者が一番気になる項目については、安全性指標を取り出し、同じ旅館・ホテル業の中で倒産や借入金の返済延滞などにより債務不履行に陥った「デフォルト企業」の財務データ及び他社の大量データと比較することで、経営の危険度を点検することができる。また、個別指標の用語解説も充実している。

#### システムの利用方法は

具体的な本システムの利用方法は、まず、「経営自己診断システム」のサイト(URLは末尾に記載)にアクセスし、「旅館業」を選択した後、貸借対照

### 連載開始にあたって

全旅連専務理事 島村博幸

去る6月17日に山形県天童市で開催されました通常総会、理事会において、専務理事に選任されました島村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前職は独立行政法人中小企業基盤整備機構の新潟県三条市にある中小企業大学校の校長をしており、また、それ以前は経済産業省・中小企業庁に勤めており、中小企業施策の立案や広報、中小企業者からの相談窓口などを担当して参りました。

旅館・ホテル業を取り巻く環境は金融問題をはじめとする解決しなければならぬ多くの課題を抱えていますが、私の経験が全旅連会員・組合員



の皆様方に少しでもお役に立てればと「活用できる!! “中小企業施策”」と題して、『まんすりー』の誌上で連載を開始することとしました。

国や地方自治体の中小企業支援策を紹介し、皆様抱える経営上の悩みや疑問点の解決に少しでもお役に立てれば幸いです。本連載に関するご意見やご希望がありましたら遠慮なくご連絡ください。個別の相談でも結構です。旅館・ホテル経営者のための「駆け込み寺」を目指して頑張りたいと思っています。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

表、損益計算書等の決算書に記載された項目のうち26項目についての数字を入力する。そして、「診断」ボタンをクリックすると総合診断の結果が表示され、「自社の値」と「旅館・ホテル業界の値」が比較される。

診断結果は収益性8指標、効率性3指標、生産性3指標、安全性10指標、成長性3指標の5項目合計27指標で示される。

また、安全性項目の10指標に注目し、「自社値」を「旅館・ホテル業界標準やデフォルト企業値」比較する資金繰り診断結果も表示される。

危険度診断のボタンをクリックすると自社のおかれた危険度が「安全」、「警戒」、「危険」の3段階で結果が表示される。

更に算出式、指標の意

味、対策・判断基準等の個別指標の解説も表示される。

最後に「経営自己診断システム」による診断結果についての相談窓口の紹介もある。

もちろん利用は無料。登録の必要は無く、個別旅館名など企業を特定できるデータを入力する必要はないので、自社の秘密は守られる。

短時間で自社の簡易経営診断ができる便利なツールなので、是非、お試しを!(島村)

【経営自己診断システムのサイト】

<http://k-sindan.smrj.go.jp>

【本稿に関する問合せ先】全旅連専務理事 島村博幸 TEL: 03-3263-4428 E-mail: shimamura@yadonet.ne.jp

**あなたのホテル旅館の  
家屋固定資産評価(税)  
は適正ですか?**  
問題点の多い固定資産評価

「あなたが所有する各種施設(商業施設・店舗・事務所・ホテル・医療施設等)の『家屋固定資産評価(税)』は適正ですか?」——。「各種施設の家屋固定資産税は何年たっても下がらない」「収益に関係なく課税され、しかも非常に高い」「コスト削減したいが・・・」といったことに疑問を持つことのある「家屋固定資産評価(税)」であるが、「仕方ないとあきらめてはいけない」と、その適正化により、課税の軽減に取り組む、こうした疑問や要望に応えている会社がある。株式会社建物鑑定もその一つ。

「家屋固定資産評価」は新築時に作成される「再建築評価点数計算書」をもとに各市町村が決定(不動産取得税課税のために各都道府県が評価を行い、市町村がその算定結果を共有するケースもある)する。しかし、適正に評価されているケースも多いが、固定資産評価には問題点が数多くあり、様々な要因から誤りがある場合も少なくない。それは次のような理由による。

①必ずしも建築の専門家ではない評価員が建物の完成後に書類をベースに算定するためどうしても実際の施工方法や部材等の評価について誤りに陥る危険性がある②所有者には固定資産税評価額と税額のみが通知され、財産権の重要な内容を構成する詳細な算定根拠は開示されておらず、誤り

を発見する機会ほとんどない③「賦課税」である固定資産税・都市計画税と「申告税」である償却資産の固定資産税が混在しており、二重課税の可能性が存在するなど極めて不透明・不公平な制度となっている④所有者には、固定資産税に関する疑問を正すための制度的な担保が不十分であり、自己の重要な情報の開示請求や是正申入れの機会がほとんど保障されていない⑤家屋の評価は、例えば20年前の建物でも現在新築した場合の価格によって、当該家屋の価格が算定されており、家屋固定資産価額が下がらない仕組みになっている。

同社は、一級建築士事務所として専門的な観点から様々な手法・分析を行うことによって家屋固定資産評価制度に潜む誤りを見つけ出し、これまで多くの是正事例を積み重ねてきている会社で、固定資産税・都市計画税の還付(5年間)と次年度以降の軽減、また、不動産取得税・登録免許税の還付を実現させている。

なお、コンサルティングの対象となる建物は固定資産税の評価額が5億円以上、または延床面積が5000㎡以上の建物となっている。コンサルティング料金は還付された税金の50%(税金は地方税法に基づき5年間分還付される)。完全成功報酬のため、評価額が適正で軽減できない場合は、費用は一切発生しない。手付金・着手金等不要。手続きの受付窓口は有限会社楠保険センター(建物鑑定の業務提携会社。電話03-5651-7811。担当・小野原慎治)。

**渡辺経営コンサルタントの  
『経営改善講座』**

「あえてしつこく・・・」

いろいろなところで今年に入り環境が激変しています。わずか一年前にはとても予想できなかったことが、様々なところで起こっています。経営環境は厳しくなるばかりです。経営者にとって、売り上げを伸ばし利益を確保するということはもちろん大切ですが、事業を続けていくべきかどうかを真剣に考えなければならぬとさえなっています。最も厳しい決断をしなければならぬかもしれません。こんなときも決して忘れてはならない

渡辺清一朗  
経営コンサルタント



ことが二つあります。

【壱】戦わない者には勝利も敗北もない。現状打破のために腹を据え、覚悟を決めて、正面から事に当たるといふことから逃げてはいませんか。

【弐】結果は神が支配し、努力は人間が支配する。巷に溢れる意味のない増収増益策に翻弄されて、愚直で地道な日々の努力を怠っていませんか。厳しいときこそ原点に戻りましょう。「手遅れかどうかは神のみぞ知る」なのですから。

**JKKがオープンセミナーを**

全旅連女性経営者の会(JKK、稲熊真佐子会長)は7月8日、福岡市のセントラルホテルフクオカの「サンゴホール」でオープンセミナーを開いた。研修会は、JKK顧問であり、金融特別委員会委員でもある小原健史氏が「これからの女性経営者に望むもの」、また、同じく金融特別委員会委員の渡邊清一朗氏が「経営計画の必要性・立て方・活用法」と題して講演を行った。詳細は9月号に掲載。

**訂 正**



山本忠彦氏  
京都府理事長

『まんすりー』7月号の6頁の平成20年度理事会・通常総会の記事中に掲載いたしました京都府理事長の山本忠彦氏の写真が間違ってお掲載されました。山本氏の写真は正しくは上記の通りで、訂正し、お詫びいたします。



◀福岡市女性経営者の会が7月8日、福岡市を主催したオープンセミナー

地域の旅館ホテルや組合が主催(参加)し人に優しい宿と地域づくりを目指す活動

## 第11回「人に優しい地域の宿づくり賞」

### 小児難病付添いサポート 泊 2000 円で客室を提供

病気の子供の家族のために

前橋旅館ホテル協組  
＜群馬県＞  
〔選考委員会賞〕

子供が難病などで長期入院・通院を余儀なくされている家族を支援するために、前橋旅館ホテル協同組合(千木良芳明理事長)は1泊2000円で客室を提供するサービスを始めた。このようなサポートは各ホテルごとに数年前から始めていたが、平成19年8月に組合全体の取組みとしてスタートさせた。

前橋市内には小児科を持つ中核病院が多いが、病室には付添人のベッドを用意していない医療施設が多いため、長期間の付き添いは経済的負担だけでなく身体的な負担も大きい。同組合では「付き添いの合間でもシャワーを浴び、体を伸ばして休んでほしい」と呼びかけている。対象は、前橋市や近隣市町村の医療施設に入通院する中学生以下の子供と付き添う家族。1人1泊2000円で、最大2週間までの利用が可能(利用の際は医療機関の証明書などが必要の場合がある)。現在、各医療施設に小児難病付き添いサポートを行っている旨の連絡を取り、連携をとれる体制づくりを進めている。また今後の需要増加なども視野に入れ、参加するホテルを募っていく。

### 「こらっしえ稲取大作戦」 あるものさがしみがいて発信

宿づくりは地域の魅力づくりから

稲取温泉旅館協組  
(稲取温泉観光協会)  
＜静岡県＞  
〔観光経済新聞社社長賞〕

稲取温泉旅館協同組合(稲取温泉観光協会)は地域としての魅力づくりが不可欠であるとして「こらっしえ稲取大作戦!」と称して「あるものさがしみがいて発信総合プロジェクト」を発足させ、地域住民による地域資源の発掘、発信に取り組んだ。様々な職業から男女58人が集まり、目的別に「楽しみ感動プロジェクト」「いやし満喫プロジェクト」「歴史ロマン体験プロジェクト」「こらっしえ稲取発信プロジェクト」がスタートした。ビー玉となって海に飛び込む「ラムネ世界大会 in 稲取温泉」はテレビなどマスコミにも取り上げられ好評を博し、平成20年には着地型旅行商品として「毎日ラムネ大会」も誕生した。また、歴史や山野草案内人養成講座も開講。テキストも制作した。さらには、数々の魅力的な着地型ツアーの発信に努めた。稲取の見る、食べる、買う、などの楽しさ、味わい方、隠れたスポット、穴場情報等の発信源としてフリーペーパーの稲取お散歩情報誌をボランティアの手作りで制作した。これからも人づくり、しくみづくりで総合力で取り組む。

### 開湯 1200 年祭を契機に “現代の湯治場”づくりを

地元の大学と連携しアートを取り入れ

肘折温泉旅館組合  
＜山形県＞  
〔リクルート「じゃらん賞」〕

肘折温泉旅館組合は開湯1200年を契機に「アート」を取り入れた現代の湯治場づくりを目指した。同温泉は07年7月13日～15日、開湯1200年祭を地区が一体となって行った。

「21世紀にふさわしい現代湯治場を考えよう」をテーマとした「現代湯治サミット」、神事、地藏神輿行列などの「開湯祭」、旅館若女将会による踊りの披露、地元小学生による肘折温泉の史実に基づく演劇などを催した。

同時に、地元の東北芸術工科大学との連携による、アートを取り入れた「ひじおりの灯」も開催。日本画の学生が和紙に絵を描き灯籠に貼り付けた「アートの灯」23基をそれぞれの旅館の玄関に設置した。それらは「肘折絵物語・夜語り」。学生たちはその前で絵に込めた想いを鑑賞するお客の前で語った。

建築デザインの学生と先生からは灯籠のデザインや共同浴場の改装に協力してもらったが、肘折温泉は地元の特性を生かしながら「アート」を取り入れた新たな湯治スタイルの探究、現代の湯治場づくりにこれからも取り組んでいく。

### 北の郷物語・民話の郷 の宿づくり地域おこし

オール北部の挑戦!

巖華園  
＜栃木県＞  
〔優秀賞〕

巖華園(足利旅館協同組合)は、「北の郷物語～民話の郷の宿づくり地域おこし」事業に取り組んでいる。ビジネスホテルが主流を占める市内のホテル旅館業界にあって観光旅館への業態転換を目指した当館は「地元学」と旅館事業を一体化することが重要であるとし、平成10年にシルバースターに登録。ハード面の充実に着手する一方、ふるさと意識の高揚、コミュニティ回帰の醸成など地域おこしをかけた取組みとして高齢者、神社仏閣、古文書などを中心に採話をはじめた。この取組みが地域全体に浸透、「北の郷物語」を冠とした様々な地域ブランド「民話の郷の贈り物」シリーズを誕生させた。それは「北の郷物語《納豆》八幡太郎義家と納豆伝説(平成18年3月発売)から「北の郷物語《純米酒》忠綱伝説道しるべ(19年3月発売)まで8ブランドに及ぶ。地元団体と企業がスクラムを組み、「オール北部」として取組んできた「北の郷物語」の統一コンテンツ事業を契機に、これからは民話テーマリゾートや滞在型「北の郷ベース」など様々なものを提案していく。

観光資源の開発など商工会等が地域の事業者と一丸となって実施する『地域資源∞全国展開プロジェクト』

●全国各地で地域の魅力を活かして全国展開を目指す取組みが一斉にスタート

**名水街道構築事業を**

宇奈月町商工会【富山県】

【宇奈月温泉街のにぎわい創出に向けた名水街道の構築事業】(宇奈月町商工会)＝合併した黒部市の名水資源と組み合わせ“名水街道と名水料理”でリピーターをつくる。日本にこれまでなかった「名水を見る、飲む、食べる、入泉の4楽体験が楽しめる“名水街道”」のコンセプトで回遊コースや名所体験プログラムを創作する。日本一甘い名水カニを訴求し「名水+名物」の組合せで温泉リピーター客をつくる。商工会だけの取組みから“名水資源を楽しむ名水街道”をテーマに市民や企業家の企画力で温泉利用者客を増やす。

**新規に「恋の厄払い」事業**

庄川町商工会【富山県】

【「鯉(恋)の厄払い」deらんかやす!】(庄川町商工会)＝庄川峡観光協同組合・水記念公園カンパニー(旅館部会と飲食部会で構成)は、昨年4月から砺波市の指定管理者として水記念公園内の3館を運営することになったが、既存事業の「鯉の厄払い」の知名度を向上させるとともに、厄払い関連グッズを開発、新規に「恋の厄払い」事業を行い、若者へ地域の魅力を訴求することで、拠点施設の活性化を目指す。また、地域の連携で既存の観光資源の見直しを考えたい。

地域資源∞全国展開プロジェクト

**白山伏流水を活用**

白山商工会【石川県】

【白山麓・賑わい創出事業—白山伏流水を活用した交流人口拡大事業—】(白山商工会)＝当地域は日本3名山・白山の麓に位置しており、登山や天然温泉、郷土料理などが楽しめる観光地。「白水伏流水」は地域の特産品や料理などに活用されており、地域の観光資源として重要な位置を占めるが、それ自体地域の宝物として認識されつつある。これにより、「白水伏流水」をテーマに設定した『地域のブランド化』に地域一体となって取り組むことにより、交流人口の拡大を図り地域の賑わいの創出を目指す。

**地域資源生かし5事業を**

南都留中部商工会【山梨県】

【標高1000m富士山麓の地域資源を生かした、企業研修プログラムの開発事業】(南都留中部商工会)＝①山中湖・忍野地域ならではの地域資源を活かした企業の宿泊型社員研修プログラムの開発②地域内事業者の観光逸品開発運動の展開③地域事業者による「(仮称)まちかど観光交流案内所」の設置④観光関連組織体制の強化⑤新たな事業機会の創出一を目指す。ターゲットは民間企業などの組織体、若年層の世代や幅広い世代の女性、宿泊観光回数が多い50代、60代。これにより観光客の増加(5%)を達成させる。

**「すんき漬け」で新価値創造**

木曾町商工会【長野県】

【伝統的乳酸菌発酵食品とバイオ技術・グルメ達人の連携による新価値創造】(木曾町商工会)＝当地の「乳酸菌食品」「スローフード」としての特徴をあわせもつ「すんき漬け」を地域産業資源として活用し、現代市場にマッチした独自性の高い新たな価値創造に取り組み、雇用の担い手となる新産業分野の開拓を目指す。①「すんき漬け」に付着する乳酸菌の分析・知的財産としての登録とその活用方向性、商品化の可能性研究②「すんき漬け」のグルメ食材としての活用③「すんき漬け」の情報発信④「すんき祭り」の開催などを当面の事業として実施していく。

**地元食材で新メニュー開発**

下呂商工会【岐阜県】

【下呂温泉：地域食文化コンテンツ発信事業(下呂温泉まるごとキッチンスタジアム)】(下呂商工会)＝下呂温泉では交流人口の増大が最大の地域目標で観光客宿泊数130万人、観光入込客数250万人を目指し関係団体等が必至に取り組んでいる。「温泉」「癒し」だけでなく「食」に対する関心が非常に高まっている中、今回の事業では、地元食材、飛騨牛、トマト等を活用しての新メニューの開発に努めることによりリピーターや連泊客の増大を図る。

**浜名湖の資源を活用**

庄内商工会【静岡県】

【浜名湖の資源を活用した誘客センター整備事業】(庄内商工会)＝大半が農業・漁業といった一次産業が盛んな当地域において一次・二次・三次産業が観光という切り口によって連携する横断的プロジェクトの実施を目指している。観光需要の創出のための体験プログラムの商品化や受け入れ態勢の確立が急務とし、ツアーセンター&ビジターセンター機能を整備したうえで、観光と各産業の両輪の活性化に役立つビジネスモデルの構築に努めていく。

**「ひらひら汁」を全国に発信**

鷹岡商工会【静岡県】

【「紙」の食感。美味「ひらひら汁」の全国発信事業】(鷹岡商工会)＝次代に継承したい地域資源である「紙と、甲斐の国の食文化の象徴である「ほうとう」を合わせた「ひらひら汁」を数年前から考案し、地域での周知を図っている。それは紙のようなやさしい食感の具を汁に入れたもので地産地消の健康食。地域内での普及定着を進め、広域的に知名度を上げ、富士市鷹岡地区の特産品としての地位を確立することを目指す。また、製造業を中心とした地域産業を活性化し、小売業、飲食業、観光サービス業等の第三次産業にシフトすることを目指していく。